

②通常の送迎の場合に通常選択されると考えられる一般的な経路を逸脱する場合

・送迎が独立した1つの事業とみなされ、許可又は登録が必要である。

(3) 通所介護等を提供中の利用者に対し、外出支援のサービスを提供する場合

①機能訓練の一環として通所介護計画に位置づけられた外出支援の場合

・自己の生業と密接不可分な輸送と解され、許可又は登録を要しない。

②利用者個人の希望により、保険外サービスとして、個別に通所介護事業所からの外出を支援する場合

ア 保険外サービスを無償で行う場合

・送迎は無償による運送と解され、許可又は登録を要しない。

イ 保険外サービスの対価を得ている場合

・送迎が独立した1つの事業とみなされ、許可又は登録が必要である。

### 3（16）平成30年度に実施した実地指導における指摘事項について

## 当日資料を配布します。

### 4. その他（お知らせ等）

#### 1. 労働法規の遵守

平成24年4月に施行された介護保険法により、事業者に対する労働法規の遵守の徹底が求められています。

##### （1）指定欠格事由

指定の欠格事由として、次の2項目が存在します。

（介護保険法第78条の2第4項、第115条の2第2項関係）

- ① 労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの（※）により罰金刑に処せられ、その執行を終わるまでの者、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 労働保険の保険料の徴収等に関する法律により納税義務を負う保険料等滞納処分を受け、引き続き滞納している者

※ 労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、

- ・労働基準法関係（昭和22年法律第49号）
- ・最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- ・賃金の支払いの確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）

で定める規定のうち、賃金の支払い等に係るものです。

##### （2）指定取消要件

「（1）指定欠格事由」の①については、指定取消の要件にもなっています。

（介護保険法第78条の10、第115条の19関係）

<参考>

「介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント」（厚労省、都道府県労働局、労働基準監督署）を次の厚生労働省ホームページでご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/090501-1.html>



# 岡山県最低賃金

必ずチェック！最低賃金 使用者も、労働者も。

地域別最低賃金	効力発生日
時間額 <b>807円</b>	平成30年 10月3日

特定最低賃金	時間額	効力発生日
耐火物製造業	918円	平成30年 12月20日
鉄鋼業	939円	平成30年 12月19日
空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械、同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	912円	平成31年 1月2日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	854円	平成30年 12月13日
自動車・同附属品製造業	900円	平成30年 12月16日
船舶製造・修理業、船用機関製造業	931円	平成30年 12月22日
各種商品小売業	856円	平成30年 12月26日

- 「地域別最低賃金」は、岡山県内で働くすべての労働者に適用されます。
- 表に掲げる産業の事業場は、それぞれ該当する「特定最低賃金」が適用されますが、次に掲げる者については、「地域別最低賃金」が適用されます。
  - ① 18歳未満又は65歳以上の者
  - ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの  
なお、「鉄鋼業」「自動車・同附属品製造業」「船舶製造・修理業、船用機関製造業」については、雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
  - ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 次の賃金は、最低賃金に算入されません。
  - ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
  - ② 時間外手当・休日手当・深夜手当
  - ③ 臨時に支払われる賃金
  - ④ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金



岡山県マスコット「ももっち・うらっちと仲間たち」

お問い合わせは

岡山労働局 賃金室 TEL(086)225-2014	
岡山労働基準監督署 TEL(086)225-0591	笠岡労働基準監督署 TEL(0865)62-4196
倉敷労働基準監督署 TEL(086)422-8177	和気労働基準監督署 TEL(0869)93-1358
津山労働基準監督署 TEL(0868)22-7157	新見労働基準監督署 TEL(0867)72-1136

岡山労働局ホームページアドレス <http://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>



# 必ずチェック！最低賃金 使用者も、労働者も。

## 最低賃金制度とは？

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。

したがって、最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則(50万円以下の罰金)が定められ、特定(産業別)最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則(30万円以下の罰金)が定められています。

## 最低賃金額以上かどうかの チェック方法は？

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

- (1) 時間給制の場合  
時間給  $\geq$  最低賃金額(時間額)
- (2) 日給制の場合  
日給  $\div$  1日の所定労働時間  $\geq$  最低賃金額(時間額)
- (3) 月給制の場合  
月給  $\div$  1箇月平均所定労働時間  $\geq$  最低賃金額(時間額)
- (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合  
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。
- (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合  
例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

### 【日給制と月給制の組み合わせの場合の換算方法】

岡山県で働く労働者Bさんは、基本給が日給制で、1日あたり5,000円、各種手当が月給制で、職務手当が月25,000円、通勤手当が月5,000円支給されています。M月は、20日間働き、合計が130,000円となりました。なお、Bさんの会社は、年間所定労働日数は250日、1日の所定労働時間は8時間で、岡山県の最低賃金は時間額807円です。

Bさんの賃金が最低賃金額以上となっているかどうかは次のように調べます。

- (1) Bさんに支給された手当から、最低賃金の対象とならない賃金の通勤手当を除きます。  
 $30,000円 - 5,000円 = 25,000円$
- (2) 基本給(日給制)と手当(月給制)のそれぞれを時間額に換算し、合計すると、  
基本給の時間換算額  $5,000円 \div 8時間 / 日 = 625円 / 時間$   
手当の時間換算額  $(25,000円 \times 12か月) \div (250日 \times 8時間) = 150円 / 時間$   
合計の時間換算額  $625円 + 150円 = 775円 < 807円$   
となり、最低賃金額を下回ることになります。

基本給(日給)	5,000円
M月の労働日数	20日
職務手当	25,000円
通勤手当	5,000円
合計	130,000円
労働時間/日	8時間
年間労働日数	250日
△△県の最低賃金	807円

## 労働条件

相談ほっとライン ※相談時間：平日夜間・土日

0120-811-610

労働者の方、事業主の方、  
労働条件でお悩みの方！お電話ください

- ・残業がきつい！ ・有給がとれない
- ・残業手当の計算方法がわからない
- ・労働条件の通知って必要なの？ などなど！

## 支援対策

### 賃金引上げ

◎「働き方改革」無料相談

岡山県働き方改革推進支援センター ☎086-201-0780

○ 業務改善助成金・時間外労働等改善助成金

問合せ先：岡山労働局雇用環境・均等室 ☎086-224-7639

○ キャリアアップ助成金

○ 人材確保等支援助成金

問合せ先：  
岡山労働局職業安定部職業対策課 ☎086-801-5107

## 2. 家電製品の回収の確認

過去に介護関連施設等においてリコール回収中の製品を火元とする火災事故があったことを踏まえ、各製品が適切に利用されているかどうかを確認すると同時に、各製品が回収の対象となっていないか下記のページを参考にして点検することを努めるようお願いします。なお、適切に利用されていない場合やリコール対象となっていることが判明した場合は、適切な対処をとってください。

### 【点検事項】

- ①各電化製品の使用状況
- ②各電化製品のリコールの有無

### (参考)

消費者庁 リコール情報サイトトップページ

<http://www.recall.go.jp/>

(検索サイトで「消費者庁 リコール」などのキーワードで検索したら、上位でヒットします。)

経済産業省 リコール情報：製品安全ガイド

[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/recall/index.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html)

(検索サイトで、「経済産業省 リコール」などのキーワードで検索したら、上位でヒットします。)

## 3. 津山市災害情報等メール配信サービスの登録について

メール配信システムの更新に伴い、平成 29 年 4 月 1 日からの配信に関しては、現在防災メールに登録されている方も新たなメール配信サービスに登録が必要となります。次ページの登録方法にて登録していただき、情報収集の手段の 1 つとしてご活用ください。



# 津山市災害情報等メール配信システム 登録方法のご案内

## ご登録の前に

「津山市災害情報等メール配信システム」には、メール配信サービスの利用規約に同意していただいた上で、ご登録をお願いいたします。  
また、携帯電話で迷惑メール対策の設定をされている場合は、次の2つの設定を行ってからご登録をお願いいたします。

- 「@sg-m.jp」ドメイン、あるいは「tsuyama@sg-m.jp」のアドレスからのメールの受信を許可する
- URL 付きメールの受信を許可する

※迷惑メール対策の設定をされていない場合でも、より確実にメールを受信するために、上記の設定をされることを、強くおすすめ致します。

ご不明な点がございましたら、右のQRコードを読み取るか、下のURLに直接アクセスして「よくあるお問い合わせ」のページをご覧ください。

<https://service.sugumail.com/tsuyama/faq/m/>



- QRコードを携帯電話のバーコードリーダーなどで読み取り、表示されたURLにアクセスします。
- 「メールを送信する」を押します。
- メール送信画面で、変更を行わずメールを送信します。「反登録完了のお知らせ」メールが届いたら、URLを選択して本登録サイトにアクセスします。
- 「空メール送信」を押す。
 

QRコードを読み取れない方は、次のアドレスに直接空メールを送信してください。  
「津山市災害情報等メール配信システム」登録用アドレス  
t-tsuyama@sg-m.jp
- 配信を希望する地域を選択して「次の画面に進む」ボタンを押します。
- 内容を確認し、「入力内容を確認する」ボタンを押します。
- 「ご登録ありがとうございます」と表示されたら登録は完了です。別途、「本登録完了のお知らせ」メールが届きます。ご確認ください。

配信情報名を選択すると、全ての地域を選んだ事となります。

【お問い合わせ先】  
津山市役所 総務部危機管理室  
〒708-8501 津山市山北520  
(電話) 0868-32-2042

# 登録メールアドレス・登録情報を変更する / 退会する

① 配信されたメールに記載されている URL を選択してマイページにアクセスし、メニューを選択します。

- メールアドレスを変更する場合  
⇒「メールアドレス変更」
- 登録情報を変更する場合  
⇒「登録情報変更」
- 退会される場合  
⇒「退会される方はこちら」



## メールアドレス変更



② 変更後のメールアドレスを入力し、「入力内容で変更する」ボタンを押します。

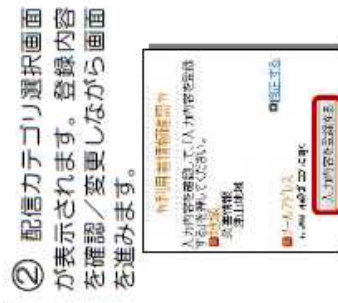
③ 入力したメールアドレス宛に変更確認メールが届きます。メールを開いて URL を選択します。



④ 「メールアドレスの変更が完了しました。」と表示されたら、変更は完了です。



## 登録情報変更

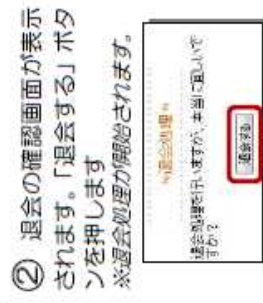


② 配信カテゴリ選択画面が表示されます。登録内容を確認/変更しながら画面を進みます。

③ 「利用者登録完了」と表示されるまで画面を進みます。別途、「登録情報変更のお知らせ」メールが届きます。ご確認ください。



## 退会される方はこちら



② 退会の確認画面が表示されます。「退会する」ボタンを押します。  
※退会処理が開始されます。

③ 「退会処理が完了しました。」と表示されます。別途、「解約のお知らせ」メールが届きます。ご確認ください。



- メールアドレス変更の確認メールが届かない場合は・・・  
入力したメールアドレスが間違っているか、迷惑メールとしてブロックされている可能性があります。迷惑メールの場合は、「ご登録の前に」をご確認ください。
- 配信されたメールを削除してしまった場合は・・・  
津山市災害情報等メール配信システム 登録方法のご案内に沿って空メールを送信してください。  
折り返し届く「本登録済のお知らせ」メールに記載されている URL からマイページにアクセスできます。

**【お問い合わせ先】**  
津山市役所 総務部危機管理室  
〒708-8501 津山市山北 520  
(電話) 0868-32-2042



## 水害や土砂災害から命を守るために！

～ 社会福祉施設などの『要配慮者利用施設』管理者の皆様へ ～

### 施設の周辺にどんな危険があるのか確認しましょう

□津山市防災ハザードマップを確認し、「施設の周辺で土砂災害や浸水害が発生する危険性はないか」、「立地状況からどのような災害が想定されるか」などを確認しておきましょう。

□津山市が指定している避難所※1を確認し、避難経路や移動手段について具体的に計画し。訓練などをおこなしましょう。

□土砂災害や浸水害の危険がある場所を調べるには、国土交通省が公開している『重ねるハザードマップ』も併せて、ご利用ください。



津山市防災ハザードマップ

重ねるハザードマップ

検索

※1 市が開発する避難所は、災害の種類や規模によって異なります。避難する際は、その都度、確認をしてください。

### 津山市から発令される『避難情報※2』について確認しましょう

□津山市からは発令される避難情報には、以下のものがあります。※3

避難情報	住民のみなさんに求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<b>避難の準備を始めてください</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 家族等との連絡、非常時持ち出し品の用意等、避難準備を開始してください。</li> <li>● 避難行動要支援者の方は、避難を開始してください。</li> </ul>
避難勧告	<b>避難してください</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 速やかに避難を開始してください。</li> <li>● 避難行動要支援者の方は、避難を完了してください。</li> </ul>
避難指示(緊急)	<b>ただちに避難してください!</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一刻も早く避難を完了してください。</li> <li>● 避難行動に危険が伴うような状況では、生命を守る最低限の行動を開始してください。</li> </ul>

□社会福祉施設等は、高齢者や体の不自由な方など、自力で避難することが困難な方も多く利用されています。避難を完了するまでに時間を要することから「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された時は、避難を開始してください。※4

※2 避難情報の入手については、裏面に記載された情報収集手段を参考にしてください。

※3 避難情報は、災害の発生状況や避難行動の切迫性などにより、順序を踏まず発令される場合があります。

※4 避難情報が発令されていなくても、身の危険を感じたら、早めに避難を開始してください。

### もしもの時に、備えておきましょう

□災害時の緊急的な対応についてマニュアルを作成するなど、平時から備えておくことが大切です。

□平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となりました。※5

※5 津山市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



## 防災情報の入手方法

### おかやま防災ポータル

<http://www.bousai.pref.okayama.jp/bousai/>

岡山県内の災害の発生状況や避難情報などを確認できます。



### つやま災害情報メール

【パソコンからアクセス】

<https://service.sugumail.com/tsuyama/member/>

【携帯電話・スマートフォンからアクセス】

<https://service.sugumail.com/tsuyama/>

津山市災害対策本部が発令する「避難情報」などを電子メールで受け取れます。

※受信には事前登録が必要です。また、通信費などは利用者負担となります。



### 気象庁ホームページ

<http://www.jma.go.jp>

気象警報・注意報、台風情報、解析雨量、地震情報などの気象に関する情報が確認できます。



### 国土交通省防災情報提供センター

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>

気象警報・注意報、リアルタイム雨量などの気象情報や河川情報などが確認できます。

### 防災行政無線

加茂・勝北・久米・阿波地域では、防災行政無線で、災害情報や避難情報を伝達しています。

### 緊急告知防災ラジオ

旧津山地域では、緊急告知防災ラジオで、災害情報や避難情報を伝達しています。



### テレビのデータ放送・L字放送

災害に関するニュースや天気予報だけではなく、データ放送等で気象情報や避難所情報などが確認できます。



【問い合わせ先】 津山市総務部危機管理室

(本庁舎3階) 電話：0868-32-2042 FAX：0868-22-1896

(消防署3階) 電話：0868-22-1190 FAX：0868-22-1381

津山市防災ハザードマップはホームページでも確認できます。

[津山市 ハザードマップ](#)

検索

## 4. 高齢者虐待防止について

### 1 高齢者虐待防止法の成立

近年、我が国においては、介護保険制度の普及、活用が進む中、一方では高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等が、家庭や介護施設などで表面化し、社会的な問題となっている。

平成17年11月1日に国会において「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）が議員立法で可決、成立し、平成18年4月1日から施行されることとなった。

また、高齢者虐待防止法は、介護保険法上、指定の取消し等に関連する法律の一つである。（関係法律：1.健康保険法 2.児童福祉法 3.栄養士法 4.医師法 5.歯科医師法 6.保健師助産師看護師法 7.歯科衛生士法 8.医療法 9.身体障害者福祉法 10.精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 11.社会福祉法 12.知的障害者福祉法 13.薬事法 14.薬剤師法 15.老人福祉法 16.理学療法士及び作業療法士法 17.高齢者の医療の確保に関する法律 18.社会福祉士及び介護福祉士法 19.義肢装具士法 20.精神保健福祉法 21.言語聴覚士法 22.発達障害者支援法 23.障害者自立支援法 24.高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）

### 2 高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは、65歳以上の者と定義されている（高齢者虐待防止法第2条1項）。

また、高齢者虐待を「養護者による高齢者虐待」、および「養介護施設従事者による高齢者虐待」に分けて次のように定義している。

#### ① 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられる。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされている。

#### ア 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ又は生じるおそれのある暴力を加えること

【具体的な例】

- ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる
- ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする

#### イ 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること

**【具体的な例】**

- ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている
- ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある
- ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる
- ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない
- ・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること

**ウ 心理的虐待**

高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

**【具体的な例】**

- ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる
- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ・侮辱を込めて、子供のように扱う
- ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する

**エ 性的虐待**

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

**【具体的な例】**

- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・キス、性器への接触、セックスを強要する

**オ 経済的虐待**

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

**【具体的な例】**

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・本人の自宅等を本人に無断で売却する
- ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する

**② 養介護施設従事者等による高齢者虐待**

養介護施設従事者等による高齢者虐待とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う上記ア～オの行為である。なお、「地域密着型（介護予防）サービス」は養介護事業に該当する。



### 3 「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を上記のように定義しているが、これらは、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれていること」と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定したものである。

また、介護保険制度の改正によって実施される地域支援事業のひとつとして、市町村に対し、「高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の高齢者の権利擁護のための必要な援助を行う事業」（介護保険法第115条の38第1項第4号）の実施が義務づけられている。

このため、市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要がある。

### 4 通報義務について

病院・養介護施設・保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体、及び医師・養介護施設従事者等・保健師・弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者に対して、高齢者虐待を早期に発見する努力義務が課せられている。

また、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、速やかに通報しなければならない（または通報するよう努めなければならない）とされている。

#### ① 高齢者虐待の相談窓口

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待及び養護者支援に関する相談の実施、通報、届出の受理、相談者に対する助言・指導等を行う部局を明確化し、窓口を設置することとなっている。

このため、本市においては、津山市環境福祉部社会福祉事務所高齢介護課、津山市地域包括支援センターに相談窓口を設置し、高齢者虐待への対応を行っている。

なお、高齢者が入所している施設所在地と養護者等の所在地が異なる場合、通報等への対応は施設所在地の市町村が行うこととなる。

#### ② 通報等による不利益取扱いの禁止

高齢者虐待防止法では、養介護施設等における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために「刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと」、「養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を行った従事者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないこと」という規定を設けて通報者に対する保護を行っている。

### 5 身体拘束に対する考え方

高齢者が、他者からの不適切な扱いにより権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではなく、原則としてすべての身体拘束が高齢者虐待に該当する行為と考えられる。

ただし、高齢者本人や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議編）等において「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられている。

## 6 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置について

### ① 管理職・職員の研修、資質向上

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、ケアの技術や虐待に対する研修によって職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要である。また、実際にケアにあたる職員のみでなく管理職も含めた事業所全体での取り組みが重要。管理職が中心となってサービス向上にむけた取り組みが求められる。

### ② 個別ケアの推進

養介護施設等には、入所している高齢者の一人ひとりが、尊厳を保ちながら自分らしく生活できる環境をつくることが求められている。高齢者の尊厳を尊重するという視点から、入所している高齢者一人ひとりに対して個別的なケアを実践することが重要である。

### ③ 情報公開

養介護施設等は、外部からの目が届きにくい面がある。しかし、サービス評価、介護相談員派遣事業の導入や地域の住民やボランティアなど多くの人を積極的に施設で受け入れることは、職員の意識にも影響を及ぼすと考えられる。

### ④ 苦情処理体制

高齢者虐待防止法では、養介護施設・養介護事業所に対してサービスを利用している高齢者やその家族からの苦情を処理する体制を整備することが規定されている。養介護施設・養介護事業所においては苦情相談窓口を開設するなど、苦情処理のために必要な措置を講ずべきことが運営基準等に規定されており、各施設・事業所での対応が求められている。今後のサービスの質をさらに向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図り、苦情処理のための取り組みを効果的なものとしていくことも大切である。

## 7 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使について

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止と虐待を受けた高齢者の保護を図るため、市町村又は都道府県は、老人福祉法及び介護保険法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが明記されている。

養介護施設従業者等による高齢者虐待が強く疑われる場合には、当該施設から報告徴収を受けて

事実を確認し、高齢者虐待が認められた場合には、市町村又は都道府県は指導を行い、改善を図るようにする。

なお、指導に従わない場合には、老人福祉法及び介護保険法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分などの権限を適切に行使することにより高齢者の保護を図る。

## 5,成年後見制度について

事業者は、適正な契約手続き等の支援の促進を図るため、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならないこととなっています。

詳しくは、「成年後見制度 詳しく知っていただくために」（作成：最高裁判所）を参照してください。

## 6,お知らせ

### 参考サイト

#### 指定更新等について

- 1 津山市：各種様式と資料  
<https://www.city.tsuyama.lg.jp/index2.php?id=61>

#### 防火安全対策について

- 1 消費者庁：リコール情報サイトトップページ  
<http://www.recall.go.jp/>
- 2 経済産業省：リコール情報：製品安全ガイド  
[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/recall/index.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html)

#### 感染症予防対策について

- 1 岡山県：感染症情報センター  
<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/309/>
- 2 岡山県：2018/2019年シーズン 感染性胃腸炎（ノロウイルスなど）  
<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-92000.html>
- 3 岡山県：2018/2019年シーズン インフルエンザ情報  
<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-101155.html>



### **身体拘束廃止の取り組みについて**

- 1 岡山県：身体拘束のないケアの実現に向けて  
<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-41109.html>
- 2 岡山県：ケア従事者のための身体拘束ゼロハンドブック  
<http://www.pref.okayama.jp/page/571339.html>

### **高齢者虐待防止について**

- 1 岡山県：高齢者虐待防止ガイドライン  
<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-27611.html>

### **成年後見制度について**

- 1 最高裁判所：後見ポータルサイト  
<http://www.courts.go.jp/koukenp/index.html>
- 2 法務省：成年後見制度～成年後見登記制度～  
<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>

### **津山市による災害情報メール配信サービス等**

- 1 津山市：つやま災害情報メール  
<https://www.city.tsuyama.lg.jp/index2.php?id=5807>
- 2 津山市：津山市防災ハザードマップ（平成30年3月改訂）  
<https://www.city.tsuyama.lg.jp/index2.php?id=6556>

### **個人情報の取扱いについて**

- 1 岡山県：医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス  
<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-83110.html>